

# 自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言要旨

自転車に関連する交通事故（以下「自転車事故」という。）は、全交通事故の2割を占めるとともに、交通事故に関与した自転車運転者のうち、法令違反がなかったものは全体の3分の1にとどまっている。他方、自転車教室の受講人員は増加傾向にあるものの、大学生等、成人及び高齢者はそのうちの約1割に過ぎず、対象に偏りがある。

今後、自転車事故の減少のためには自転車に係る交通安全教育（以下「自転車安全教育」という。）を幅広く推進していくことが不可欠であり、次のような方法で自転車の交通ルールの徹底を図っていくことが必要。

## 1 対象者に応じた体系的な自転車安全教育の在り方

自転車は幅広い年齢層の者が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であることを踏まえると、現在教育が不十分な大学生等、成人及び高齢者への自転車安全教育を推進し、特定の年齢層等に偏らない連続的かつ体系的な自転車安全教育を推進していくことが重要。

### （1）教育の主体と対象

大学生等、成人及び高齢者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校、企業、自転車販売店等の各教育主体に協力を求め、また、警察庁においては、具体的な教育内容等についての指針等や教育に資するための資料を示すことなどにより、各教育主体が適切に教育を行うことができるよう配慮することが必要。

### （2）自転車安全教育への参加促進のための方策

（1）の役割分担により行われる自転車安全教育への参加を促進するための方策として、自転車教室を受講した者に限って自転車通勤・通学を認めるなど、インセンティブを与えることによって教育の場への参加を促し、また、悪質・危険な違反行為をするなどの自転車運転者に対しては、講習を行うことなどによりその危険性を改善することが適当であり、効果的な教育内容・手法と併せて検討することが必要。

### （3）自転車安全教育の技法

発生しやすい事故類型、各ルールが定められている理由等についての教育、教育を受けるべき者を教育主体として巻き込むような教育等、現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、更に工夫を加えた技法で教育を行う必要。

## 2 自転車の交通ルールの徹底のための指導取締りの在り方

自転車安全教育とルールを守らない者への指導取締りは、両者を両輪として推進すべき。指導取締りについては、指導警告を原則とし、悪質・危険な違反について検挙するという方針で引き続き推進すべき。しかし、自転車事故の発生、交通実態、取締り要望等に応じた重点的指導取締り、個々の指導警告時の指導内容の充実による再犯防止の徹底等、指導取締りの手法を工夫する必要。

また、携帯電話を利用しながら自転車を運転することのように明らかに交通安全上危険と認められる行為については、自転車運転の実態に即した規範化を行うため、警察庁において都道府県警察を指導することが適当。